

令和4年10月31日

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に対し、死亡した被保険者であった者の配偶者として遺族厚生年金の裁定を請求したところ、生計を維持されていたとは認められないとして遺族厚生年金を不支給とする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の老齢厚生年金の受給権者であった亡Aが令和〇年〇月〇日に死亡したため、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、死亡した者によって、生計を維持していたものと認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者であった者で厚年法第58条第1項第4号に該当するもの(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、請求人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であり、Aの死亡の当時、請求人が、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、Aの死亡の当時、Aと生計を同じくしていた者であると認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 「略」
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、本件通知は、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要がある(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りで

ない。)としている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 前記1の記載内容及び本件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 請求人とAは、昭和〇年〇月に婚姻し、Aは勤務していたa銀行の指示により、勤務先へ住民票を移すよう指示があったことなどから、住民票を移し、同銀行を退職後も幾つかの会社勤務を続け、単身赴任生活を継続した。その後、平成〇年〇月に自宅アパートで転倒して骨折し、4カ月ほど入院の後、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで介護施設〇〇へ入居し、令和〇年〇月に介護老人保健施設〇〇に入所した。

一方、請求人は、昭和〇年〇月から〇〇宅で生活していたが、平成〇年〇月に〇〇へ入所している。

イ この間、請求人は、昭和〇年〇月にAの退職金約〇円を渡され、Aの年金及び自身の年金などで生活していた。なお、請求人名義の通帳には、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで計6回、Aから合計〇円（〇円×6回、〇円×6回）が振り込まれていることが確認できる。

ウ 請求人については〇〇に、コロナ禍のため面会制限がある中、次男が月に2から3回訪問し、金銭管理の世話をし、Aについては、介護老人保健施設〇〇に、コロナ禍のため面

会制限がある中、長男がほぼ毎日訪問し、金銭管理等の世話をし、請求人とAの状況を兄弟達がそれぞれ伝えていたとしている。

上記の事実関係に照らせば、請求人とAは、お互いが施設に入るまでは、Aは仕事の関係で長年にわたり単身赴任生活で、少なくとも昭和〇年〇月以降、Aが死亡するまでは、二人は同居することはできなかったが、家計を一つにしていたことが明らかである。その後、夫婦が別々の施設で生活することとなり、それぞれの年金収入で費用を賄う形となったが、これは夫婦それぞれが介護を必要とする経緯がもたらした結果であって、夫婦の関係が破綻したわけではないし、身の者の協力で、なお夫婦間の疎通もあったものといえる。そして、社会的にみれば、このような高齢の夫婦の生活形態は、通常の夫婦の在り方の一つといえることも考え併せると、本件の事情の下においては、請求人夫婦は、なお従前の共同生活の延長にあるものとして、生計維持の関係があると認めるのが相当である。

(3) 以上のとおり、請求人は、Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めるのが相当であり、これと異なる原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。